

旧証紙（300円）の交換取扱いについて

旧証紙（300円）の交換については、現在みずほ銀行本支店で平成16年6月末日まで取扱いを行なっていただいておりますが、共済契約者へのサービスの観点からも、旧証紙の交換取扱いを下記でもいたしますので案内いたします。

1. 300円証紙の交換取扱い

平成16年1月初日～平成16年6月末日まで、みずほ銀行本支店における取扱期間となっておりますが、近くにみずほ銀行支店がない場合、建退共事業本部（郵送取扱）にて交換を行なっております。

〒105 - 0011
東京都港区芝公園 1 - 7 - 6
（退職金機構ビル7F）
勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 経理課宛
電話 03 - 5400 - 4310

2. 事業本部での旧証紙交換（共済契約者が直接行なう手続き）

様式「証紙交換申請書」に記入のうえ、旧証紙と一緒に建退共事業本部経理課宛に送付してください。

なお、建退共事業本部での交換は、差額を受取ることができませんので、金額換算のうえ、端数切捨てとなりますのでご了承ください。

3. 「証紙交換申請書」用紙について

「証紙交換申請書」用紙は、依頼のあった契約者宛経理課から送付しています。ホームページからダウンロードも可能です。